

根拠法令「図書館法」(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

第二条にて公立図書館について、第三条にて図書館奉仕について定義がされている。図書館運営は、この第三条に基づき施策が行われている。

【長久手市第5次総合計画掲載項目】 基本方針 4文化をみがき、人が輝くまち

基本方針 4-2 住民の自主的な生涯学習活動を支える。

【条例及び規則】

長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例

長久手市中央図書館の管理及び運営に関する規則

H25年度は「長久手市子ども読書活動推進計画」に基づき事業を展開していく予定です。

赤字…重点的に取り組むもの

平成25年度重点目標図

